

医政歯発 1225 第 4 号
令和元年 12 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所を設置する市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医務主管部（局） 長

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

いわゆるマウスピース等の取り扱いについて

歯科医療の用に供する補てつ物等については、通常、患者を直接診療している病院又は診療所内において歯科医師又は歯科技工士(以下「有資格者」という。)が作成するか、病院又は診療所の歯科医師から委託を受けた歯科技工所において、歯科医師から交付された指示書に基づき有資格者が作成しているところです。

しかしながら、近年、歯科医師の診療を介さずに特定人に対するカスタムメイドのマウスピース等(以下「マウスピース等」という。)を作成し、提供している事例が散見されています。

マウスピース等の形態が不適切なものであった場合、歯列や咬合等に影響を及ぼすことが想定されることから、マウスピース等を作成し患者に装着する行為は、歯科医師の歯科医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼすおそれのある歯科医行為に該当し、マウスピース等は歯科技工士法第2条第1項に規定する歯科技工により作成されるべきであると考えられますので、周知の徹底を図られるようお願いします。